児童扶養手当・ひとり親医療
新規請求に必要な書類
（平成 31 年度版）

必要書類		備考
	① 本人の戸籍謄本	○ 戸籍に離婚の記載がされるまで時間がかかる場合には、離婚届受理証明書でよい（後日、戸籍謄本の提出が必要）
	② 児童の戸籍謄本	
	③ 世帯全員の所得証明	○ 個人番号により確認できる場合は必要ありません。 ○ 1月～10 月に請求した者は、前々年の所得証明 ○ 11 月～12 月に請求した者は、前年の所得証明
	④ 健康保険証	○ 申請者及び対象児童の健康保険証のコピー ※ 被保険者が前夫（母）の状態でも可
	⑤ 銀行の通帳	○ 銀行の通帳のコピー ※ 名義の変更に注意
	⑥ 年金手帳	○ 基礎年金番号、資格取得年月日が分かるもの
	⑦ 認印	○ シャチハタ不可
	⑧本人の個人番号カード又は通知カード	○H28.1.1 より個人番号の記載が必要となりました。 通知カードまたは個人番号カードの写しは必要ありません。 本人により認定請求書に記入が必要です。
	⑨児童の個人番号カード又は通知カード	
	⑪ 未婚の母（父）の申立書 未婚の母（父）子に関する調書	○ 未婚の母（父）で、児童を養育する場合
	⑫ 事実婚解消申立書 事実婚の解消に関する調書	○ 事実婚を解消して、児童を養育する場合
	⑬ 児童の養育事実の申立書	○ 父（母）ではない養育者が、児童を養育する場合
	⑭ 児童の監護事実の申立書	○ 児童と別居している場合
	⑮ 遺棄調書（第1号調書） 児童の遺棄事実の申立書（1） 遺棄事実の申立書（2）	○ 父（母）から遺棄されている場合 ※ 遺棄後1年以上経過していること
	⑯ 医師の診断書	○ 父（母）又は児童が、別に定める程度の障がいの状態にある場合
	⑰DV保護命令の写し	○ 父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた場合

※ 児童扶養手当を他市町村で受給していた者が、菊池市に転入した場合には、④・⑤のみの提出
※ ①～③については、交付後1ヶ月以内のものであること
※ 申請の翌月からの支給になります
（例）4月16日に申請 ⇒ 5月分より支給
5月 1日に申請 ⇒ 6月分より支給
すべての書類がそろわないと受付できませんので、ご注意ください。

手当額の算定

扶養親族の数	本人 全部支給（月額）42,910 円	本人 一部支給（月額）42,900 円～10,120 円	扶養義務者、配偶者 孤児の養育者
	万円未満	万円以上～万円未満	万円未満
0人	49 （給与の場合：122 万円程度）	49 ～ 192 （給与の場合： ～311 万円程度）	236 （給与の場合：372 万円程度）
1人	87 （給与の場合：160 万円程度）	87 ～ 230 （給与の場合： ～364 万円程度）	274 （給与の場合：420 万円程度）
2人	125 （給与の場合：215 万円程度）	125 ～ 268 （給与の場合： ～412 万円程度）	312 （給与の場合：467 万円程度）
3人	163 （給与の場合：270 万円程度）	163 ～ 306 （給与の場合： ～460 万円程度）	350 （給与の場合：514 万円程度）
4人	201 （給与の場合：324 万円程度）	201 ～ 344 （給与の場合： ～497 万円程度）	388 （給与の場合：562 万円程度）
5人	239 （給与の場合：376 万円程度）	239 ～ 382 （給与の場合： ～554 万円程度）	426 （給与の場合：610 万円程度）

第2子以降の加算

第 2 子加算 （月額）10,140 円～5,070 円
第 3 子以降 （月額）6,080 円～3,040 円

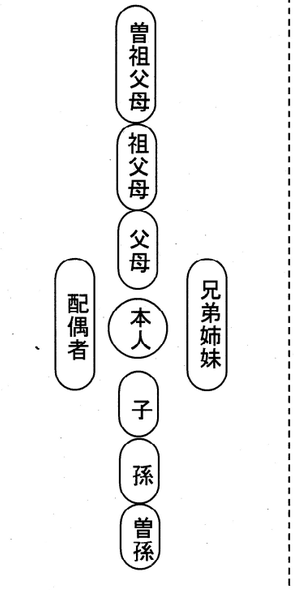
手当の支払い

12 ～ 3月分 ⇒ 4月11日
4 ～ 7月分 ⇒ 8月11日
8 ～ 10月分 ⇒ 11月11日
11 ～ 12月分 ⇒ 1月11日
1 ～ 2月分 ⇒ 3月11日

※11日が土日祝日の場合はその直前の平日

※養育費の8割分は手当の算定に所得として加算します。
例：元夫から年間50万もらっている場合、40万円を加算し、手当額を算出します。

（扶養義務者の範囲）



児童扶養手当に関するお問い合わせ先
菊池市役所 子育て支援課 0968－25－7214 / 七城支所市民生活課 0968－25－1060
旭志支所市民生活課 0968－25－3331 / 泗水支所市民生活課0968－25-2150

児童扶養手当について
（平成 31 年度版）

1 児童扶養手当の目的

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 支給要件（受給者）

受給者（いづれか）	要件（※すべて満たすこと）
① 児童を監護している「母」	○ 児童を精神面で支えている ○ 児童の衣食住の面倒をみている
② 児童を監護し、かつこれと生計を同じくしている「父」	○ 児童を精神面で支えている ○ 児童の衣食住の面倒をみている ○ 児童と生計を同じくしている
③ 児童を養育している人	○ 児童を精神面で支えている ○ 児童の衣食住の面倒をみている ○ 児童と生計を同じくしている ○ 児童と同居している

※ 「生計を同じくしている」とは、収入・支出の生活上の家計が同一であることをいいます。

※ **公的年金（老齢年金、障害年金、遺族年金など）を受けることができる方は、児童扶養手当が全額または一部停止になります。**

3 支給要件（児童）

対象となる児童（いづれか）		父（母）の状況（いづれか）
① 18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者 ② 20歳未満の者で政令で定める程度の障がいの状態にある者	かつ	○ 父母が離婚後、父（母）と別れて生活している児童 ○ 父（母）が死亡した児童 ○ 父（母）が障がいの状態にある児童 ○ 父（母）が生死不明の児童 ○ 1年以上、父（母）から遺棄されている児童 ○ 父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども ○ 1年以上、父（母）が拘禁されている児童 ○ 婚姻によらないで生まれた児童 ○ 棄児などで父（母）がいるかいないかが明らかでない子ども

※ 次に該当する児童は、児童扶養手当を受給することができません。

※ 日本国内に住所を有しない

※ 父母死亡について支給される公的年金を受給することができる場合や父（母）公的年金の加算対象となっている場合、労働基準法等の遺族補償を受けている場合等は受給できない場合があります。

※ 児童福祉法による児童福祉施設に入所している

※ 里親に委託されている

※ 母（父）の配偶者に養育されている

※ 「障がいの状態」とは、菊池市が定める障害認定医による診断が必要です。

※ ただし、次の場合には、障害認定医による診断を省略できます。

児童	父又は母
○ 身体障害者手帳 1・2・3 級の交付を受けている児童 ○ 特別児童扶養手当の対象となっている児童 ○ 療育手帳 A1又はA2の交付を受けている児童	○ 障害年金1級を受給している父又は母

その他届出に必要な書類
（平成 30 年度版）

該当事由		備考
	転出したとき	① 児童扶養手当市外転出届
	転入したとき	① 児童扶養手当転入届
	市内で住所を変更したとき 金融機関を変えたとき	① 児童扶養手当住所変更（市内異動用）及び支払金融機関変更届
	氏名を変えたとき	① 児童扶養手当氏名・支給要件変更届
	手当の受給資格がなくなったとき （再婚（事実婚含む）したとき、年金受給するようになったときなど）	① 児童扶養手当資格喪失届
	対象児童が増えたとき （第2子以降を出生したときなど）	① 児童扶養手当額改定請求書（増額） ② 未婚の母（父）の申立書 ③ 未婚の母（父）子に関する調書
	対象児童が減したとき （児童福祉施設入所や児童が婚姻したときなど）	① 児童扶養手当額改定請求書（減額）
	児童と別居して生活するとき	① 児童の監護事実の申立書 ② 児童の住民票謄本（本籍：無、続柄：有） （※児童住所地が他市町村の場合必要）